



平成 24 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 一六堂
代表者名 代表取締役社長 柚原 洋一
(コード:3366 東証・名証 第二部)
問合せ先責任者 取締役管理本部長兼財務経理部長
大木 貞宏
電話 (0 3 - 3 5 1 0 - 6 1 1 6)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 30 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に「定款一部変更の件」について、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第 2 条に目的事項の追加を行うものであります。
- (2) 当社は、全国証券取引所が平成 19 年 11 月 17 日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、平成 23 年 10 月 27 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 23 年 11 月 18 日付をもって 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

この単元株制度導入に伴い、今後、単元未満株式を有する単元未満株主が発生することに備え、単元未満株主の権利を明確化する観点から単元未満株式についての権利に関する規定を新設し、これに伴う条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1 ~ 9 (条文省略) (新 設) 10 ~ 23 (条文省略)	(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 1 ~ 9 (現行どおり) <u>10 通信サービスの取次ぎ及び設置に関する一切 の業務</u> 11 ~ 24 (現行どおり)

<p>第6条の2 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第7条~第39条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第9条~第41条 (現行どおり)</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成24年5月30日(水)
平成24年5月30日(水)

以上